

# モータースポーツ審議会規定 改正

<新旧対照表>

※下線部分：変更箇所

| 改正後   | 現行規定  |
|---|---|
| <p><b>第1条</b> (略)</p>   | <p><b>第1条</b> (略)</p>   |
| <p><b>第2条 構成</b></p> <p>1. 審議会は、定員<u>30</u>名以内とし、下記の委員により構成し、座長および座長代理1名を置く。</p> <p>1) 学識経験者：<u>19</u>名以内</p> <p>2) モータースポーツ専門部会長：<u>11</u>名</p> <p>2. 委員は、JAF会長がJAF理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3. 座長および座長代理は、JAF会長が委員の中から指名する。</p> | <p><b>第2条 構成</b></p> <p>1. 審議会は、定員<u>27</u>名以内とし、下記の委員により構成し、座長および座長代理1名を置く。</p> <p>1) 学識経験者：<u>15</u>名以内</p> <p>2) モータースポーツ専門部会長：<u>12</u>名</p> <p>2. 委員は、JAF会長がJAF理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3. 座長および座長代理は、JAF会長が委員の中から指名する。</p> |
| <p><b>第3条～第4条</b> (略)</p>   | <p><b>第3条～第4条</b> (略)</p>   |
| <p><b>第5条 分科会の設置</b></p> <p>審議会は、JAF会長の承認を得て、分科会を置くことができる。なお、審議会座長が、必要と認めた場合、JAF会長の承認を得て、審議会の委員以外の者を分科会の構成員にすることができる。</p>   |   |
| <p><b>第6条 事務</b></p> <p>審議会の事務は、JAFモータースポーツ部が取り扱う。</p>  | <p><b>第5条 事務</b></p> <p>審議会の事務は、JAFモータースポーツ部が取り扱う。</p>  |
| <p><b>第7条 施行、改定等</b></p> <p>1. 本規定は、<u>2022</u>年1月1日より施行する。</p> <p>2. 本規定の改定は、JAF理事会の議決による。</p>   | <p><b>第6条 施行、改定等</b></p> <p>1. 本規定は、<u>2021</u>年1月1日より施行する。</p> <p>2. 本規定の改定は、JAF理事会の議決による。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>3. 1996年7月25日施行のモータースポーツ評議会規定およびモータースポーツ運営委員会規定は、1997年12月31日に失効する。</p> <p>以下 (略)</p> | <p>3. 1996年7月25日施行のモータースポーツ評議会規定およびモータースポーツ運営委員会規定は、1997年12月31日に失効する。</p> <p>以下 (略)</p> |
|---|---|